様式２-２

年 月 日

いの町長 あて

共同企業体の名称

　　代表構成団体　所在地

　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　代表者職・氏名

「３Ｄ都市モデルを活用したＪＲ伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務

プロポーザル」参加申込書

「３Ｄ都市モデルを活用したＪＲ伊野駅前周辺再整備基本構想策定業務プロポーザル」について、下記のとおり参加を申し込みます。なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１ 業務名 　　　３Ｄ都市モデルを活用したＪＲ伊野駅前周辺再整備基本構想

策定業務

２ 入札参加資格 代表構成員のいの町における競争入札参加資格

（ 有 ・ 無 ）

３ 添付資料

構成員（代表構成団体を除く）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成団体 | 住所  所在 |  |
| 会社・団体名  代表者名 |  |
| 構成団体 | 住所  所在 |  |
| 会社・団体名  代表者名 |  |

共同企業体連絡先一覧

【　共同企業体名称　】

|  |
| --- |
|  |

【　代表構成団体　担当者連絡先　】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | |
| 会社・団体名 |  | | |
| 所属部署 |  | | |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 電子メール |  | | |

【　構成団体　担当者連絡先　】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | |
| 会社・団体名 |  | | |
| 所属部署 |  | | |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 電子メール |  | | |

【　構成団体　担当者連絡先　】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | | |
| 会社・団体名 |  | | |
| 所属部署 |  | | |
| 電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 電子メール |  | | |

【添付資料】

参 加 資 格 要 件 確 認 書

【代表構成員】

（１）単体企業として、本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすもの。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 内　　　　　　　容 | | 添付書類 |
| ① | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ② | 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ③ | 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ④ | いの町入札参加資格者名簿において「測量」の登録があること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ⑤ | いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ⑥ | いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ⑦ | 過去５年以内（令和２年４月１日から）で、全国における同種業務（※１及び※２）を元請として受注した実績を有する者であること。なお、※１及び※２の実績については別々の契約で実施した場合でも認める。 | 該当しない・該当する | 様式4 |
| ⑧ | 仕様書に定める配置予定技術者の要件に基づき、管理技術者、照査技術者、担当技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者は同一の者が兼ねることができない。 | 該当しない・該当する | 必要なし |

（※１）

　国土交通省都市局のProjectPLATEAUに準じた３Ｄ都市モデル整備もしくは、その他地方公共団体における３Ｄ都市モデル整備

（※２）

　まちづくり基本構想策定に関する業務、エリアプラットフォーム構築支援、エリアビジョン策定、官民連携基本方針又は基本計画、地域公共交通計画策定、立地適正化計画、都市計画マスタープラン

（２）（１）④の内容において、競争入札参加資格を有していない者は、信用確認のため次に掲げる書類を提出し、確認をした上で当該プロポーザルに参加することができる。

①法人においては、登記事項証明書の写し

②個人においては、代表者身分証明書（成年被後見人等ではない旨の証明）の写　　　　　　し

③財務諸表類（法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人の場合は貸借対照表及び損益計算書。直前１事業年分）

④納税証明書（完納証明）の写し

委任する支店等がある場合は、本店と委任された支店等の両方の事業所に係るすべての納税証明（国税、都道府県税、市町村税（市町村税は高知県内に本店または委任された支店等を有する場合のみ））が必要

〈国税〉法人：法人税と消費税及び地方消費税（税務署様式３の３）

　　　　個人：申告所得税と消費税及び地方消費税（税務署様式３の２）

<都道府県税>法人または個人事業税等

<市町村税>法人：法人市町村税、固定資産税、個人市町村県民税（特徴義務者）、軽自動車税

　　　　　個人：代表者個人に係るすべての市町村民税、個人市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料（税）、介護保険料

⑤暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

⑥その他必要と認める書類

【添付資料】

参 加 資 格 要 件 確 認 書

【構成員】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 内　　　　　　　容 | | 添付書類 |
| ① | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ② | 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の促進のための特別調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ③ | 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ④ | いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |
| ⑤ | いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。 | 該当しない・該当する | 必要なし |